

180日超入院について

同じ症状による通算の入院期間が180日を超えますと、厚生労働大臣が定める状態にある患者様を除いて、健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15%は選定療養費として患者様のご負担となります。

1日につき2,400円

(通算対象入院料の基本点数の15%)

詳細については、受付までお尋ねください。

令和8年9月1日

医療法人 大慶会 星光病院